

随意契約をすることができる場合に 該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 木曽三川サイクルツーリズムの推進に向け、長良川と木曽川の各サイクリングモデルルートを連携する新たなサイクリングルートを設定するとともに、サイクリストが迷わず安心、安全で快適に走行するための整備計画を立案する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は、木曽三川サイクルツーリズム推進の核となる連携ルートを設定し、関係機関が統一した仕様や規格で整備できるよう整備計画を定める業務である。 サイクリングルートの検討には、本県ならではの観光施設、自然景観、歴史、食文化等の観光資源を踏まえたルートを選定する必要があり、観光分野に長けた企画力が求められる。また、整備計画の作成にあたっては、既存の基準が無いことから、関係機関と調整し、案内などの標準仕様を作成する必要がある。 このことから、専門的な知見・能力・実績を有する事業者へ委託する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、最も優秀な提案を行った者を選定して、随意契約を行うのが適当である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 「木曽三川サイクルツーリズム 長良川・木曽川連携ルート及び整備計画検討業務 プロポーザル評価会議」の評価により最も優秀な提案を行った候補者である。